

『(一社)北海道高齢者向け住宅事業者協会』
2014年度第1回(通算第16回)理事会 議事録
(議事録作成:事務局 立花)

日時:2014年10月27日(月)18:30~20:00

会場:NPO 法人シーズネット会議室(北区北10条西4丁目)

出席者:(理事)奥田龍人、鹿野憲、石田幸子、川尻明、沼田典子、矢満田賢司、天野佐智子
(事務局)立花和浩

欠席者:(理事)村井一幸

※敬称略

私は、本議事録を確認したことを証し、署名する。

議長 : 奥田龍人
(会長・理事・奥田社会福祉士事務所)

議事録署名人: 石田幸子
(副会長・理事・株アルワン)

議事録署名人: 天野佐智子
(理事・株ろく舎)

【会議次第】

- 1 議長選出
- 2 理事会定数の確認
- 3 議事録署名人の指名
- 4 報告事項
 - 1) 会員の現状報告(10月24日現在)
 - 2) 連絡会の収支状況報告(9月末日現在)ならびに協会発足の会員周知について
 - 3) 第4回北海道高齢者向け住宅フェア(9月6日)
 - 4) 2014年度第2回「サービス付き高齢者向け住宅等相談員養成研修」(11月8日~11月30日)
 - 5) 「傾聴ボランティアの育成及び派遣事業」の進捗状況について
 - 6) その他
- 5 協議事項
 - 1) 協会会員向けの損害保険の集団取り扱いについて
 - 2) 矢満田理事の退任について

3) 事務局員の報酬支払について

4) 札幌市「有料老人ホームの届け出について(通知)」に対する本会の対応について

5) その他

6 次回開催について

【議事内容】

1 議長選出

- 会則により奥田会長が議長に就任

2 理事会定数の確認

- 出席：奥田、鹿野、石田、川尻、沼田、村井
8名中7名で、2分の1を満たしているので理事会の成立を宣言

3 議事録署名人の選任

- 石田理事、天野理事を選任

4 報告事項

1) 会員数の現状報告

会員数の現状報告（10月24日現在）

- ・正会員：87社・人(前回報告+4社・人)、177住宅(前回報告+4住宅)
- ・賛助会員：66社(前回報告-1社・人、*正会員への移行2社)
- ・会費収入：1,910千円（2014年度現況）
- ・10月24日現在の年会費の納付未了者なし

2) 連絡会の収支状況報告(9月末日現在)ならびに協会発足の会員周知について

- ・別紙「連絡会 執行状況」、「連絡会 貸借対照表」による。なお、本紙に記載の資産を連絡会より協会が寄贈を受け、協会経理の期首となる
- ・現在作成中の協会パンフレットと合わせ、臨時総会議事録、寄贈財産詳細など協会発足の報告を会員に11月初めに郵送の予定

3) 第4回北海道高齢者向け住宅フェア(9月6日)

- ・来場者数 160 名強で終了。集客数の低下に歯止めがかからず停滞。次年度以降の開催について開催しないことも含めよう検討
- ・収支については別紙のとおり。当初予定の 26 ブースから 18 ブースでの実施となったこともあり赤字

4) 2014年度第2回「サービス付き高齢者向け住宅等生活相談員養成研修」(11月8日～11月30日)

- ・18名の受講申し込みがあり、予定通り実施
- ・収支については別紙のとおり。前回は、テキスト 100 冊の購入があり赤字であったが今回は 15 万程の黒字予定。前回との通算でも黒字となる。

5) 「傾聴ボランティアの育成および派遣事業」の進捗状況について

- ・「話し合いたいサポーター養成研修(別紙チラシ参照)」とし、第1回を 11 月 18 日、20 日、21 日で実施予定。本日現在 11 名(定員 20 名)の受講申し込み
- ・「話し合いたいサポーター」の受け入れ住宅募集については、別途会員に文書を郵送の予定

6) その他

- ・ケアマネテキストの販売については、当初 300 冊の印刷で会ったが 2 回増刷し、最終的には 480 冊を作成し、20 万弱の黒字となった。

5 協議事項

1) 協会会員向けの損害保険の集団取り扱いについて

①賛助会員である「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社札幌支店」より「集団取り扱い制度(別紙資料参照)」の導入について申し入れがあり、会員にとっても割安な保険料となるとともに弊会にも手数料収入がはいるので導入を検討したい。なお、会員への周知を兼ね、あいおいニッセイ損保との共同主催で「リスクマネージメント」をテーマにセミナーを開催し、同時に損害保険の内容についても説明をする会を開くこととしたい。

- ・1社指定となるのは、協会として好ましくないとの意見があり、協会として集団扱いは行わない。

2) 矢満田理事の退任について

①矢満田理事より家族の健康上の問題等により(有)タウン白楊の役員を退くことになったため、理事退任の申し入れがなされた。

- ・定款 24 条 3 の規定により次回総会まで引き続き理事を務めていただくことで、矢満田理事ご本人ならびに各理事が承認。

3) 事務局員の報酬支払について

①これまで事務局員については、交通費のみ支給の無報酬ボランティアとしてきたが、法人化を機に、以下程度の報酬を支払うこととしたい。

日額 5,000 円 (時給換算 700 円強) × 3 日 / 週 × 4 週 = 60,000 円 / 月 (年額 720,000 円)

・承認。最低賃金を下まわらないよう留意。また、健康保険、社会保険も付ける方向で検討することにする。

4) 札幌市「有料老人ホームの届け出について(通知)」に対する本会の対応について

①これまでの経緯

9 月初め・・・札幌市事業指導担当課長名で「有料老人ホームの届け出について (通知)」が、各高齢者向け住宅宛てに発送される

9 月 24 日・・・連絡会三役で介護保険課施設指導係長宮村と面談。通知に対し説明会の開催、又は連絡会主催の勉強会への講師派遣の形での説明をお願い。係長は後日課長とも協議することによって当日の面談は終了。

10 月 8 日・・・改めて宮村係長に事前のご相談で別紙文書をメールで送付

10 月 16 日・・・宮村係長より電話で 8 日送付の文書に課長とも協議の結果の連絡があった

宮村係長：市主催での説明会の開催について行う考えはない。また、協会主催の勉強会への講師派遣も質疑応答などにより参加者が独自に解釈されと困るので対応できない。

あくまでも個別にまずは市まで相談に来て戴きたい。協会では個別相談について推進していただければありがたい。

事務局：27 日の理事会にて協会としての対応を協議し改めて指導担当課長にご相談したい。

・すでに市指導担当課に相談に行った 2 理事より市の判断について報告がされた。一方の理事運営住宅については「賃貸契約の形態」、もう一方の理事運営住宅は「運営目的」をもって有料老人ホームの届け出は不要との結果が報告された。従って通知を送った全ての住宅について、有料老人ホームの届け出を出させる方向でもないことが窺えた。

・いずれにせよ三役で今度は課長に面談を求め、再度「市より説明」いただける機会を申し入れすることを決定した。

5) その他

①特に項目なし

6 次回開催について

* 次回の開催については協議事項が発生した際、都合伺いの上日時を決め開催する。

以上で第 16 回理事会を終了した。